

国民スポーツ大会馬術競技会規程

改定 令和8年4月1日

1. ブロック大会開催手続き

- ① ブロック大会を実施する担当の都道府県馬術連盟（以下、県馬連という）は、ブロック大会実施要項を関係する県馬連宛に申し込み締め切りの一か月前迄に送付すること。
- ② ブロック大会を実施する担当の県連盟は、ブロック大会の参加料を徴収することができる。

2. 登録

- ① 馬匹は、ブロック大会または本大会の参加申込申請の時点において、日本馬術連盟（以下、JEF という）の乗馬登録の手続きが完了していること。
- ② ブロック大会に参加する県馬連は、ブロック大会参加申込締切日までに（公財）日本スポーツ協会国民スポーツ大会参加申込システムにて参加申込を行うこと。なお、本大会にはブロック大会に参加申込を行った選手および予備登録選手の中から登録すること。
- ③ 監督および選手の参加申し込みの際には、県馬連の責任において国民スポーツ大会実施要項総則 5 項の参加資格を満たしていることを調査確認し、都道府県スポーツ協会承認の上、指定された方法で提出すること。

3. 少年について

- ① 少年種別は、男女の区別をせず、天皇杯得点の対象とする。
- ② 保護者が臨場しない場合は、監督は保護者からの委任状を携行すること。

4. ホースマネージャー

- ① 選手を兼ねないホースマネージャーの参加資格は、国民スポーツ大会実施要項総則 5 項における監督と同じ要件とする。
ただし、（公財）日本スポーツ協会の指導者資格の有無は問わない。
- ② 選手を兼ねるホースマネージャーの参加資格は、総則 5 における選手と同じ要件とする。
- ③ 開催地がホースマネージャー宿舎を用意した場合、ホースマネージャーで登録された者は宿舎を利用すること。

5. 予備馬

- ① 予備馬は入厩できない。
- ② 予備馬との交代は、現登録馬で申込された全種目を一括して行うものとし、他の馬と種目を分割して配分することはできない。

6. 参加の制限について

- ① 本大会参加人馬実数の1 都道府県最大限とは、少年団体障害飛越競技に割り振られた選手数および馬匹数を含む数をいう。
- ② 全種目を通じての選手の出場は、合計 2 種目とする。
団体障害飛越競技、リレー競技を含む組み合わせの例は以下のとおり。
※組み合わせの例
 - ・ 団体障害飛越（団体）+ リレー（団体）+ 標準障害飛越（個人）= 可
 - ・ トップスコア（個人）+ リレー（団体）+ 標準障害競技（個人）= 可
 - ・ 馬場馬術（個人）+ トップスコア（個人）+ リレー（団体）+ 団体障害飛越（団体）= 不可
- ③ 団体競技に出場する都道府県が、個人競技用に 5 頭以上の枠を得てエントリーする場合は、団体競技用の馬匹が内国産馬であっても、別途に内国産馬を 1 頭以上含まなければならない。

7. 適用規程

- ① JEF の競技会規程（以下 JEF 規程という）最新版を適用する。
- ② JEF 規程に記載がない場合は、本規程が優先する。
- ③ JEF 規程に記載されているものであっても、本規程で除外する場合は、本規程が優先する。

8. 障害飛越競技

① 標準障害飛越競技

- ・ JEF 規程第 220 条 2、2.1.2、2.2 を適用し、第 1 位が同点の場合はジャンプオフを 1 回行う。（第 218 条）
- ・ 採点は、JEF 規程第 217 条 1 基準 A を適用する。

② スピードアンドハンディネス

- ・ JEF 規程第 225 条を適用する。
- ・ 採点は、JEF 規程第 217 条 2 基準 C を適用する。
- ・ 総タイムが同じ場合は、同順位とする。

③ トップスコア競技

この競技は、JEF 規程での記載がないため、本規程により以下のとおり実施する。

1. この競技では一定数の障害物がアリーナに設置される。各障害物にはその難度に応じて 10 点から 120 点までのポイントが付けられる。コンビネーション障害の使用は認められない。
2. 障害物はどちらの方向からでも飛越できるように造らなければならない。
3. 障害物に割り当てられるポイントは、コースデザイナーの判断により同じ点数を繰り返し使用しても構わない。アリーナ内の障害物は 10 個とし、その配置はコースデザイナーに任される。
4. 選手は正しく障害物を飛越した場合、その個々の障害物に付けられたポイントを獲得する。落下した障害物については得点を得られない。
5. この競技では 45 秒（最小限）から 90 秒（最大限）までの指定時間を与えられる。この時間内に、選手は自分の選んだ障害物を、自分の希望する順序と方向に飛越できる。スタートラインはどちらの方向から通過してもよい。（スタートラインには標旗を 4 本、即ちその両端に各々赤と白の標旗を設置しなければならない。）走行中、選手はスタートラインとフィニッシュラインを好きなだけ両方向に通過することが許される。
6. ベルを鳴らして指定の走行時間の終了を告げ、その間のポイントが得点となる。タイムを記録するため、選手はいずれかの方向からフィニッシュラインを通過しなければならない。フィニッシュラインを通過しない場合は失権となる。フィニッシュラインには標旗を 4 本、即ちラインの両端各々に赤と白の標旗を設置しなければならない。
7. 障害飛越で馬が既に踏み切った時点で指定時間となった場合は、その障害物を正しく飛越できれば選手の得点として加算される。
8. 走行中に落下した障害物は復旧されない；それを再び飛越しても得点とはならない。不従順の結果として、障害物の落下が生じたり、障害物の最上段と同じ垂直面上に位置する下段部分が移動したりした場合にもこれを適用する。障害物の落下を伴わない不従順の場合は、その障害物を飛んでもよく違う障害物へ進んでも構わない。
9. 各障害物を 2 度ずつ飛越してもよい。自発的であるとないにかかわらず、障害物を 3 度目に飛越すること、または既に落下した障害物の標旗間を通過しても失権とはならない。しかし、この障害物に割り当てられたポイントを獲得することはできない。
10. 不従順についてはすべて、それに費やした時間で減点される。落馬／人馬転倒は失権となる。（第 248 条参照）

1 1. 最高得点を得た者が優勝となる。同得点の場合は、指定タイムのスタートからベルが鳴った後のフィニッシュラインの通過までの所要時間が最も短い選手を上位とする。第1位で同得点かつ同タイムだった場合は同順位とする。

1 2. ジョーカー

コースの一部として、標旗で分かるように設置した「ジョーカー」と呼ばれる障害物を1個設置できる。ジョーカーは2回飛越できる。この障害物を正しく飛越するごとに200点が与えられるが、もし落下があった場合はそれまで選手が獲得した得点合計から200点が差し引かれる。

9. 馬場馬術競技

① 実施課目は以下の通りとする。

成 年： FEI セントジョージ賞典馬場馬術課目 2009 (2026年更新版)

JEF 自由演技セントジョージ賞典馬場馬術課目 (2026年更新版)

少 年： FEI ジュニアライダー団体馬場馬術課目 2009 (2026年更新版)

FEI 自由演技ジュニアライダー馬場馬術課目 2006 (2009年改定・2022年更新版)

② 参加馬の年齢および体高については制限しない。

10. 国スポ総合馬術競技

① 障害物

- ・ 総合馬術競技のクロスカントリーコースの障害物様式のナチュラルな素材の固定障害物を50%以上で使用する。なお、落下する障害物も可能な範囲でナチュラルな装飾を施すことができる。
- ・ 競技場に常設された構造物あるいは常備されている障害物があれば、これを活用する。
- ・ 安全のため、フランチブル装置を設置することがある。

② コースの設定

- ・ コース全長約 1,000m、17 障害を最大数とし、このうち 50%以上に固定障害物を置く。
- ・ 中断無しで走行するよう設置し、前半に固定障害物、後半に落下する障害物を配置する。
- ・ 前半のフィニッシュラインが後半のスタートラインとなる。
- ・ 前半のコースを完走した選手は、後半の走行を継続することができる。
- ・ 後半は、フィニッシュラインを通過して走行終了となる。

③ 採 点

前半のコース	タイムレースとしない
後半のコース	タイムレースとする

過 失	減 点
<u>固定障害物</u> で最初の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 2 0
同じ <u>固定障害物</u> での 2 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 4 0
<u>落下する障害物</u> での拒止、逃避あるいは巻乗り	<u>減点 4</u>
コース走行中での 3 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	失権
コース走行中での落馬あるいは馬の転倒	失権
<u>落下する障害物</u> のバーが落下した場合	減点 4
固定障害でフランチブル装置が作動し、障害物の形状を変えた場合	減点 1 1

標旗を通過しなかった場合（第 549 条 2 に定める通り）	減点 9
規定タイムからの超過	1 秒につき減点 1
制限タイムの超過	失権

走行タイム計測の中断：

走行中に拒止や逃避等によって障害物の形状が変わり復旧を必要とする場合は、審判は走行を中断させて時計の計測を止め、復旧の確認の後に再スタートを指示する。なお、この場合、走行タイムへの時間加算はしない。

③ 順位の決定

- ・ 前半と後半の合計減点の少ない者を上位とする。
- ・ 同点の場合は、後半の走行タイムが早い者を上位とする。
- ・ 同点同タイムの場合は、前半の走行タイムが前半の規定タイムに近い者を上位とする。
- ・ 上記で決定しない場合は、同順位とする。

④ 服 装

服装は自由とするが、ボディプロテクター類を着用すること。（競馬仕様可）

⑤ 馬 装

JEF 規程 539 条 3.1、3.2、3.3、4 による。

11. リレー競技

- ① 採点は、JEF 規程基準 C を適用する。
- ② チーム 2 名で競技場に入場し、コースの前半を走行する第 1 競技者と後半を走行する第 2 競技者に分かれ、スタートラインからフィニッシュラインまでを走行する。
- ③ 第 1 競技者が前半最後の障害物を飛越し、一肢が着地した時点で第 2 競技者へ交代して飛越できるものとする。
- ④ 指定された障害間以外で交代した場合は、失権とする。
- ⑤ 時間は、第 1 競技者がスタートラインを通過し、第 2 競技者がフィニッシュラインを通過するまでを計測する。
- ⑥ 順位の決定は、総タイムの少ないチームを上位とする。なお、総タイムが同じ場合は同順位とする。
- ⑦ いずれかの選手が落馬した場合は、チームの失権となる。
- ⑧ チームとして 2 回目の不従順で失権とする。
- ⑨ 後半の選手がゴールした時点で制限時間を超えた場合は、チームの失権となる。

12. 団体障害飛越競技

- ① 採点は、JEF 規程基準 A を採用し、2 名の合計減点と合計タイムで順位を決定する。
- ② 各チーム 2 名が、チームの馬 1 頭に騎乗し、同じコースを走行する。
- ③ 後段の選手の出場順は、前段の選手の成績の下位からとする。
- ④ 2 名とも失権した場合のチーム成績は、以下の方法で算出した各選手の点数を合計し、点数の少ないチームを上位として順位をつける。点数が同じ場合は、同順位とする。
- ⑤ 失権した場合の点数計算
以下の 1,2,3 を合計した点数をその選手の成績とする。
 1. 失権するまでの過失で加算された点数
 2. 飛越できなかった障害物 1 個につき 10 点（コンビネーションは構成数）
 3. スタートラインあるいはフィニッシュラインを通過しなかった場合、それぞれ 10 点
※ コンビネーション A/B の B を飛越できず失権した場合は、A は飛越したのものとする。

⑥ 順位の決定

- ・ チーム2名の合計成績（減点及び所要タイム）で順位を決定し、総減点の少ないチームを上位とする。
- ・ 同減点の場合は、2名の所要タイムの合計が少ないチームを上位とする。
- ・ 合計所要タイムが同じ場合は、比較するチームの中で最も所要タイムの速い選手が所属するチームを上位とする。それでもなお同タイムの場合は同順位とする。
- ・ 1名が失権したチームは、2名が完走したチームの下位とし、完走者の減点と所要タイムにより順位を決定する。2名とも失権したチームは、1名が失権したチームより下位とする。

13. 鞍下ゼッケン

鞍下ゼッケンには、県名あるいは県マークのみ表示できる。なお、表示の大きさは規定しない。

14. アンチ・ドーピング

- ① 国民スポーツ大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドラインに則り教育プログラムを受講すること。
- ② 競技会内外において薬物検査が実施され馬術競技会参加選手が検査対象となることがある。
- ③ 参加馬匹に関し、競技会場において薬物検査を実施する場合がある。
- ④ 陽性結果が出た場合は、（公財）日本スポーツ協会の規程により成績の剥奪及び順位の繰上げ等の措置がとられる。なお、馬匹についても同様の措置を準用する。
- ⑤ 競技会内外とは、本大会の参加申し込み後から大会終了後までの期間を指す。

15. 逆標旗での飛越

- ① 障害の練習において、障害物を逆標旗で飛越した場合は、その都度罰則金として50,000円を徴収する。
- ② 徴収した罰則金は、JEF馬術振興資金への納入とする。

16. 欠場後の再出場

監督会議終了後に欠場届を提出し、受理された者あるいは馬匹が、その後の競技に出場可能となった場合は、監督名にて競技運営委員長宛文書を総務委員に提出しなければならない。なお、疾病が理由により欠場した場合には、医師あるいは獣医師の競技参加可能である旨の証明書を添付すること。

17. 落馬後の再出場

練習場を含み、落馬した選手が再騎乗する場合は、いかなる場合でも救護医師の診断を受けなければならない。

落馬した当日における再騎乗の可否については、医師の説明を受け監督と自己の責任において決定する。

少年種別の選手については、選手の保護者と監督責任のある者の判断による。

なお、審判長、チーフスチュワードは、状況により騎乗を控えるよう助言することができる。

なお、審判長が再騎乗を認めない場合がある。

18. 競技会関連の問題

馬術競技会における競技会関連の問題は、JEF規程 第1編 第3章 法務制度に則り扱うものとする。